

# 避難所生活をより良く過ごすために

問合せ 指定があるもの以外は、防災課防災管理係 ☎内線492

## 避難所の運営には皆さんの協力が必要です

- 避難所開設・運営は町会・自治会等を中心に行いますが、良好な避難生活のため、避難者の方も積極的に協力してください
- 施設の安全を確認後、避難所を開設します。避難者の方も施設の安全確認に協力してください。また、協力が難しい方は、開設するまで施設内に入らないでください
- 避難所には、ルールやマナーがあります。必ず守りましょう
- 要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）には、居住環境や情報提供への配慮を心がけましょう。なお、要配慮者のうち、一次避難所で生活が困難な方は、二次避難所（ふれあい館等）に避難します

## 避難所開設・運営訓練に参加しませんか

一次避難所となる小・中学校等では、町会・自治会が主体の避難所の開設・運営訓練を行っています。訓練では、誰でも取り扱える「避難所開設キット」を使用します。本番さながらの訓練に、ぜひ、参加してみませんか。

問合せ 防災課防災事業係 ☎内線418

## 事前に備えておきましょう

### 非常用持ち出し品

災害時は、必要なものがすぐに手に入るとは限りません。日ごろから、避難所で過ごすための備蓄品を準備し、玄関の近く等、持ち出しやすい場所に置きましょう。詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



### 持ち出し品リスト(例)

- 水・食料
- 貴重品（現金、通帳等）
- 医療品（常備薬等）
- 衛生用品（携帯トイレ、トイレトーパー、歯みがき、マスク等）
- 安全対策（ヘルメット、雨具等）
- その他（衣類、懐中電灯、モバイルバッテリー等）

### 荒川区防災アプリ

災害時に区が発信する情報をリアルタイムで受信できます。日ごろから荒川区防災アプリを活用し、避難所の確認等、いざというときに備えましょう。



### ダウンロード方法

右の二次元コードからダウンロードしてください。  
※ダウンロードは無料（通信費は本人負担）



▲iOS用 ▲Android用

## 良好な避難生活に向けた協定を締結

3月4日、区は、避難生活の良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ等の供給、炊き出し、入浴支援に関する協定を「日野興業株式会社東京支店」、「一般社団法人日本キッチンカー経営審議会」、「東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部」とそれぞれ締結しました。



▲左から東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部支部長・栗田尚史氏、日野興業株式会社東京支店支店長・花輪亮哉氏、滝口区長、一般社団法人日本キッチンカー経営審議会理事長・山口純司氏

## 災害発生後のごみ収集・資源回収

問合せ 清掃リサイクル推進課管理計画係 ☎内線470

### ごみ収集・資源回収を中止する場合があります

災害発生後、ごみ収集・資源回収を中止する場合があります。救助活動等の妨げにならないよう、ごみは収集再開まで各家庭で保管するようお願いいたします。  
※再開日等は、荒川区ホームページ等でお知らせします

### 携帯トイレ等はほかのごみと分けましょう

感染症予防や衛生上の観点から、使用済みの携帯トイレやおむつはほかのごみと混ぜず、別の袋に分けてください。

## 訪日外国人向け観光Webサイトで お店を紹介しませんか

掲載無料

訪日外国人向け観光Webサイト「Arakawa Amazing!」に掲載する店舗等を募集します。

「見る」「食べる」「買う」「遊ぶ・体験する」「泊まる」のジャンルで分類し、日本語・英語・韓国語・中国語で紹介します。詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

※自動翻訳で掲載。外国語で提出されたものは、審査後そのまま掲載



対象 区内に店舗等がある中小事業者（審査あり）

申請書の配布場所 区役所6階観光振興課 ※電話・ファクス・電子メールでの請求も可

申込み  
問合せ

- ▶ 来所・ファクス・電子メール……申請書に必要な事項を記入のうえ、観光振興課観光振興係☎内線461
- FAX (3803) 2333 ✉kankou@city.arakawa.lg.jp
- ▶ 電子申請……下記ホームページで
- HP <https://logoform.jp/form/bUir/632765>

## 妊娠・出産時の 応援金が変わります

区では、妊娠・出産等の相談に応じる「伴走型支援」とカタログギフトを支給する「経済的支援」を行っています。そのうち、経済的支援では、4月1日(火)から「現金5万円」または「5万円分のカタログギフト」を選択できます。

※面接・訪問の予約方法等の詳細は、荒川区ホームページをご覧ください

妊娠時の給付金	対象	区内在住で、4月1日(火)以降にゆりかご面接を受けた方
	申請方法	ゆりかご面接（妊婦面接）の際に渡す案内に従って申請

出産後の給付金	対象	区内在住で、4月1日(火)以降に出産した方
	申請方法	あかちゃん訪問（新生児訪問）の際に渡す案内に従って申請

問合せ 健康推進課健康推進係 ☎内線433